

(様式 4)

建築基準法第 86 条認定区域表示板

この区域及び区域内の建築物は、
建築基準法第 8 6 条の規定に基づき
容積率や建蔽率等について、複数
の建築物が一体的なものとして認定
されています。

そのため、区域内の建築物の建築
や敷地の変更をする場合は、再度認
定が必要です。

対象区域の配置図

方位、認定区域の境界線、対象区域内におけ
る建築物の位置、用途、避難通路、区域に接す
る道路の位置、表示板の位置（現在地）を明示
する。

認 定 日 : 平成 年 月 日
認 定 番 号 : 第 号
認 定 者 : 平塚市長
維持管理責任者 :

- ①敷地内の見やすい場所に設置すること。(数は、対象区域の規模による。)
- ②材質は、ステンレス板など耐候、耐久性に優れた物で堅固に固定されたものであること。
- ③大きさは縦 5 0 c m、横 7 0 c m 以上であること。